

(介護予防)
小規模多機能型居宅介護
小規模多機能さんともめ
重要事項説明書

2024. 04. 01 現在

小規模多機能さんとも

< 小規模多機能型居宅介護事業等 >

重要事項説明書

1 事業者

(1) 法人名

医療生協さいたま生活協同組合

(2) 法人所在地・電話番号

法人所在地：埼玉県川口市木曽呂 1317 電話番号：048-294-6111

(3) 代表者氏名

代表理事 増田 剛

2 事業の概要

(1) 事業所の種類

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護事業等」という）

(2) 事業の目的

住み慣れた家・街・地域で生活を継続できるように、ご利用者の方の状態やご希望に応じて「通い」を中心に「泊り」「訪問」の3つのサービスを組み合わせて提供いたします。

(3) 事業の名称

小規模多機能さんとも

(4) 事業所の所在地・電話番号

事業所の所在地：埼玉県所沢市中富 1622

電話番号：（日中）04-2941-6358 （夜間）080-6663-6870

(5) 事業所の管理者名

小嶋 綾

(6) 当事業所の運営方針

ご利用者様の状態や希望に応じて、通所サービスを中心に、随時訪問や宿泊のサービスを組み合わせて提供することにより、ご利用者様の居宅における生活の継続を支援します。事業の実施にあたりましては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健医療・福祉サービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(7) 開設年月日

平成 29 年 04 月 20 日

(8) サービス定員

登録定員 29 人 ・ 通い定員 18 人 ・ 泊り定員 9 人

(9) 居室等の概要

当事業所では以下の居室、設備をご用意しています。泊りサービスの居室は個室をご用意していますが、ご契約者様の心身の状態やお部屋の空き状況によりご希望に添えないことがあります。

居室・設備の種類	備考
個室	9 部屋
食堂・居間・多目的室	各 1 部屋
台所	1 箇所
浴室	1 箇所
トイレ	3 箇所
洗面台	4 箇所
消防	火災報知器、消火器・スプリンクラーの設置

上記は、所沢市が定める基準により必置が義務付けられている施設・設備です。

3 事業実施地域および営業時間

(1) 通所の事業の実施地域 所沢市全域

(2) 営業日および営業時間

営業日	年中無休
通所サービス	月～土 09：00～16：00（延長可）
訪問サービス	24 時間体制
宿泊サービス	水・木・金 16：00～09：00

4 職員の配置状況

主な職員の配置状況は以下のとおりです。

職種	資格	職員数	専任・兼務の別	業務内容
管理者	介護福祉士	1 名	兼務	管理業務 介護業務
計画作成担当者	介護支援専門員	1 名	兼務	計画作成業務
介護職員	介護福祉士等	9 名	専任 7 名 兼務 2 名	介護業務 相談業務
看護職員	看護師	1 名	兼務	健康管理業務 看護業務

5 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて、2つのサービスがあります。

- 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険給付の対象サービス）
- 利用料金の金額をご契約者にご負担していただく場合（介護保険給付の対象とならない場合）

（1）介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割（又は8割）が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割（又は2割又は3割）の金額になります。各項のサービスを具体的にそれぞれどのような頻度・内容で行うかについては、ご契約者様とご協議の上小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画」という）に定めます。

○ サービス概要

通い（通所サービス）

① 食事

- ・ 食事の提供および食事の介助を行います。
- ・ 調理・配膳などを職員と行うことができます。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・ 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪・洗身の介助を行います。
- ・ 浴室にて安全なサービスを心がけます。

③ 排泄

- ・ 利用者の状態に応じて適切な介助を行うとともに、排泄の自立について適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 日常生活動作を通してリハビリを行います。
- ・ 趣味活動を通して機能回復、能力回復を目指します。
- ・ 地域交流を通して、社会活動に参加します。

⑤ 健康チェック

- ・ 血圧測定、体温測定など利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ ご自宅から事業所までの距離や、利用者の心身の状態に合わせ、安全に配慮した送迎を行います。

⑦ 相談・助言など

- ・ 窓口を常設して対応いたします。

訪問（訪問サービス）

- ・ 利用者のご自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄などの日常生活上のお世話や、機能訓練を提供します。
- ・ 訪問サービス提供にあたって必要な備品（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ① ご契約者への医療行為
 - ② ご契約者もしくはその家族からの金銭または物品の授受
 - ③ ご契約者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ④ その他、ご契約者もしくはその家族に行う迷惑行為

泊り（宿泊サービス）

- ・ 事業所に宿泊していただき、食事や排せつなどの日常生活上のお世話や機能訓練を提供いたします。

○ サービス利用料金

「通い」「訪問」「泊り」（介護費用分）すべてのサービスを含んだ一月当りの利用料金は1ヶ月単位の包括費用（定額）です。

別紙料金表によってご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金はご契約者の要介護度に応じて異なります。）

※ 1ヶ月ごとの包括料金なので、ご契約者の心身の状態の変化などにより（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引、または増額はいたしません。

※ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払していただきます。なお、この場合の（登録日）および（終了日）とは、以下の日を指します。

登録日：利用者が当事業所と契約を結んだ日ではなく、「通い」「訪問」「泊り」のいずれかサービスを実際に利用開始した日

終了日：利用者と当事業所の利用契約を終了した日

※ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、ご相談ください。

※ ご契約者に提供する食事および宿泊に係る費用は別途いただきます。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

○ 加算について

別紙料金表にて提供したサービスについて料金が加算されます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

料金の詳細に関しては、「契約書別紙」をご参照ください。

- 食事の提供 朝食・昼食（おやつ込み）・夕食
- 宿泊に要する費用 一泊につき
- オムツ代

そのほか実費利用料

- ・レクリエーション費（個人を対象にしたレクリエーション必要経費）、交通費、入場料等
- ・医療品費（個人が使用するもの）
- ・賽銭、個人の郵便・宅配などにかかる経費
- ・個人記録の複写にかかる費用
- ・洗濯費 自宅で洗濯が難しい方など。（ご自宅での洗濯が基本です。その他要相談。）
- ・電気使用料 充電器などの私物の電気機器を持ち込み、施設の電気を使用した場合
- ・理美容費 施設での散髪を希望された方のみ
- ・その他上記以外の個人のために供する物品

(3) 利用料金のお支払方法

前記（１）（２）の料金・費用は１ヶ月毎に計算し、次のいずれかの方法により翌月 27 日までにお支払いください。

- ①銀行振り込み ②預金口座自動引き落とし

(4) 利用の中止、変更、追加

- 本サービスは、サービス計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望を勘案して、適時に適切なサービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- 予定利用日の前にご契約者の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの追加をすることができます。この場合は原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- 介護保険の対象になるサービスについての利用料金は１ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの回数を変更された場合も、１ヶ月の利用料は変更されません。ただし、短期利用及び介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合（前日 17 時以降の連絡）は、サービス費と同額のキャンセル料をいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良など正当な事由がある場合は、この限りではありません。

- サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示し、協議します。

6 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画について

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で（介護予防）小規模多機能型介護計画を定め、また、その状況を評価します。計画の内容及び評価結果は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

7 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の窓口で受け付けます。

- ・ 苦情受付窓口（担当者）

管 理 者：小嶋 綾（こじま あや）

受付時間：月～金 08：30～17：30

電話番号：04-2941-6358 FAX 番号：04-2941-6194

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- ・ 所沢市福祉部介護保険課 電話番号：04-2998-9420 FAX 番号：04-2998-9410

営業時間：8：30～17：15（年末年始を除く平日）

- ・ 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係

電話番号：048-824-2568 FAX 番号：048-824-2561

受付時間：8：30～正午、13：00～17：00（年末年始を除く平日）

8 事故発生時の対応について

担当職員は、ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市介護保険課、当該利用者家族等へ連絡し必要な措置を講じ、管理者に報告する。

事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、ご利用者又はご利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができる。

9 衛生管理等

- ・ 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- ・ 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置

を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

1 0 虐待防止のための措置に関する事項

当事業所は、虐待等の未然防止・早期発見できるよう適切な対応を行うとともに、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために以下の項目を実施していく。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること
2. 虐待防止のための指針を整備していること
3. 虐待の防止のための従業者に対する研修を行っていること
4. 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いていること

1 1 身体拘束

事業者は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、次の事項に沿って行う。

- ① 別紙「身体拘束について」に定められている条件を確認し、条件にあてはまる時にのみ拘束を行う。
- ② 身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
- ③ 拘束を行う前には利用者及び利用者の家族に説明を行い、拘束同意書に利用者家族のサインをいただく。
- ④ 拘束開始後は定期的にカンファレンスを行い、拘束解除に向けて対策を協議・検討する。
- ⑤ 部門責任者会議を設置し、身体拘束防止に努める。

1 2 運営推進会議の設置と第3者評価の実施について

当事業所ではサービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告をするとともに、その内容等について評価、希望、助言を受け止めるため、運営推進会議を設置する。

【運営推進会議】

構 成：ご利用者、ご利用者家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括センター職員、

小規模多機能型居宅介護等について知見を有する者、事業管理者等

開催：隔月開催

会議録：運営推進会議の内容、事業への評価、要望、助言について記録を作成する

【第3者評価実施状況】

実施の有無 有

実施頻度 1回／年

評価結果の開示状況 運営推進会議内

事業所サービスの質の確保・向上の為、厚生労働省が示す運営基準に基づき

事業所が提供するサービスの質を自ら評価するとともに、定期的に外部の者（第3者）による評価を受けてそれらの結果を公表する。

1 3 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備していきます。

【協力医療機関】

医療生協さいたま生活協同組合 埼玉西協同病院

所在地 埼玉県所沢市中富 1865

電話番号 04-2942-0323

医療生協さいたま生活協同組合 埼玉西協同病院 歯科

所在地 埼玉県所沢市中富 1865

電話番号 04-2941-3234

【協力介護老人保健施設】

医療生協さいたま生活協同組合 介護老人保健施設さんとも

所在地 埼玉県所沢市中富 1617

電話番号 04-2942-3202

1 4 緊急時の対応方法

サービスの提供中に状態の急変があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、専任の介護支援専門員等へ速やかに連絡する。

1 5 非常災害対策

火災、地震、風水害等の非常災害が発生した際は、下記の対応を行なう。

防災対応 消防法により届けでた非常災害対応計画に基づき利用者の避難、誘導等、適切な

処置を講じます。

防災設備 スプリンクラー設備 消火器 3 個 火災報知器（各部屋に 1 機ずつ設置）

防災訓練 防火責任者を置き、消防計画に基づいた点検を日常的に行い記録する

防火管理者 1 名選任

1 6 業務継続計画の策定等

- ・事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ・事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ・事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 7 サービス利用にあたっての留意事項

- サービスの利用の際には、介護保険被保険者証を提示して下さい。
- 事業所内の設備や器具は本来の用途にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮ください。
例) 身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等
- 金銭の持ち込みはご遠慮いただいております。やむを得ずご持参される場合はご本人管理となります。万一紛失されても責任を負いかねます。ご本人が管理できない場合はご相談下さい。
- 医療機関の受診について、通院はご家族様の対応でお願いします。
通院が困難な方の場合、埼玉西協同病院では訪問診療を依頼できます。ご相談下さい。
- ペットを飼われている方は、ペットの安全とケアを安全に行なう観点から、訪問時は「ケージに入れる、別室に移る」等の配慮をお願い致します。職員がペットに噛まれる等の被害を被った場合は治療代等をご請求する場合があります。
- ご利用者の安否確認や見守り、ケアの確認等を目的としたカメラの使用で、職員が画像に映り込む場合には、プライバシー保護のため、事前に事業所の同意を得ていただくようお願いします。SNS等で画像を使用する場合も同様をお願いします。

____年 ____月 ____日

事業所は、小規模多機能型居宅介護等の契約にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基
づいて重要な事項を説明しました。

〈 事 業 者 〉

法人名 医療生協さいたま生活協同組合
所在地 埼玉県川口市木曽呂 1317
代表者 理事長 増田 剛

〈 事 業 所 〉

事業所 小規模多機能さんともめ
所在地 埼玉県所沢市中富 1622
連絡先 TEL. 04-2941-6358 FAX. 04-2941-6194

〈 説 明 者 〉

氏 名 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から小規模多機能型居宅介護等についての重要事項の
説明を受けました。

〈 利 用 者 〉

住 所 _____

氏 名 _____

〈 主介護者 〉

住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____